

都議第1805号 宇治・相楽都市計画道路の変更(京都府決定)
 都議第1806号

□ 計画概要

- 変更する道路 宇治都市計画道路 3・5・31号 城陽井手木津川線
- 相楽都市計画道路 3・6・49号 城陽井手木津川線
- 相楽都市計画道路 3・1・17号 東中央線

□ 変更理由

木津川右岸地域のまちづくりに寄与し、地域間相互の交流・連携を図る幹線道路として、また災害時の代替機能を強化する重要な道路として京都府南部の新たなネットワークを形成するため、追加するもの。

□ 変更の内容

- ・ 3・5・31号 城陽井手木津川線
追加 L=約6,000m
- ・ 3・6・49号 城陽井手木津川線
追加 L=約5,150m
- ・ 3・1・17号 東中央線
城陽井手木津川線の追加による交差点数の増

□ 位置図



(参考) 関連する都市計画変更(城陽市決定)

- ・ 都市計画道路の変更
3・3・207 東部丘陵線
(城陽井手木津川線接続による交差点部の変更)

□ 各都市計画道路の変更(追加)区間(京都府決定)

